平成２７年（フ）第１５２号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番23―310号
債務者　槌谷　　涼
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６９号
千葉県我孫子市並木７丁目９番４号
債務者　土井　房子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１６０号
北九州市小倉南区徳力団地11番302号
債務者　市村　義信
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１８８号
北九州市小倉南区徳力団地94番105号
債務者　江藤　隆典
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９９号
北九州市若松区東二島４丁目１番９―305号
債務者　安部　和弘
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４３号
青森県弘前市大字南城西１丁目８番地　市営住宅Ａ―205号
債務者　中嶋　雅美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第５６号
青森県青森市大字油川字千刈113番地１　シーサイドハイツ401号、住民票上の住所青森県弘前市大字田茂木町17番地２
債務者　木村由紀子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第８３号
青森市栄町２丁目１番20号
債務者　葛西麻知子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９８号
青森市大字幸畑字松元79番地37
債務者　古川　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
青森県弘前市大字堅田２丁目６番地９　コーポ堅田Ｂ―203号
債務者　相馬　欣吾
1　決定年月日時　平成27年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１７５号
神奈川県三浦郡葉山町下山口1577番地の４
債務者　三橋　洋介
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２６号
山口市葵２丁目２番26号　301号、住民票上の住所山口市大内長野393番地11
債務者　木戸　　繭（旧姓中坂）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
山口市大内矢田南８丁目７番18号　ハイツレトアⅠ棟202、住民票上の住所山口市大内矢田南８丁目７番18号　ハイツレトアⅠ棟
債務者　澤井　誠司
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４０３１号
東京都板橋区坂下３丁目30－９　見晴荘
債務者　高原　景治
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０４９号
東京都稲城市矢野口2451　コーポヴィゴーレ３―202
債務者　笹本　恵子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０５４号
埼玉県志木市本町３丁目４―29―301
債務者　坂本　純子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０５９号
東京都大田区本羽田３丁目21―16―407　北島方
債務者　東　　里沙
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部